

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

食品、添加物等の規格基準(昭和34年 厚生省告示第370号)
最終改正: 令和2年厚生労働省告示第380号

- (1) 液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上である試料
(ただし、ホウロウ引きのものであって容量が3L以上のものを除く)

溶出条件: 4%酢酸を充填し常温暗所で24時間

検体必要量: 内容量20mL以上のもの1ヶ以上(容量が20mL以下の場合、20mL採取可能な個数)

料金: 15,000円(税抜き額)

区分		カドミウム規格値	鉛規格値	
ガラス製	加熱調理用器具	0.05 µg/mL以下	0.5 µg/mL以下	
	加熱調理用器具以外	容量600mL未満	0.5 µg/mL以下	
		容量600mL以上3L未満	0.25 µg/mL以下	0.75 µg/mL以下
		容量3L以上	0.25 µg/mL以下	0.5 µg/mL以下
陶磁器製	加熱調理用器具	0.05 µg/mL以下	0.5 µg/mL以下	
	加熱調理用器具以外	容量1.1L未満	0.5 µg/mL以下	2 µg/mL以下
		容量1.1L以上3L未満	0.25 µg/mL以下	1 µg/mL以下
		容量3L以上	0.25 µg/mL以下	0.5 µg/mL以下
ホウロウ引き	加熱調理用器具であって容量が3L未満	0.07 µg/mL以下	0.4 µg/mL以下	
	加熱調理用器具以外であって容量が3L未満	0.07 µg/mL以下	0.8 µg/mL以下	

- (2) 液体を満たすことのできない試料若しくは液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満である試料
又はホウロウ引きのものであって容量が3L以上の試料

溶出条件: 4%酢酸を用い常温暗所で24時間

検体必要量: 内容量20mL以上あるいは表面積10cm²以上を採取可能な個数

(ホウロウ引きのものであって容量が3L以上のものは、試験片を作成して試料とする)

料金: 15,000円(税抜き額)

区分		カドミウム規格値	鉛規格値	
ガラス製		0.7 µg/cm ² 以下	8 µg/cm ² 以下	
陶磁器製		0.7 µg/cm ² 以下	8 µg/cm ² 以下	
ホウロウ引き	液体を満たすことのできない 又は液体を満たしたときに その深さが2.5cm未満	加熱調理用器具	0.5 µg/cm ² 以下	1 µg/cm ² 以下
		加熱調理用器具以外	0.7 µg/cm ² 以下	8 µg/cm ² 以下
	液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上であって 容量が3L以上	0.5 µg/cm ² 以下	1 µg/cm ² 以下	